

# 登録免許税の減税

## 〈一般住宅〉〈認定長期優良住宅〉〈認定低炭素住宅〉

### 住宅の登記の税率を軽減

#### 概要

住宅や土地の不動産を取得した場合、登記簿に登録する必要があります。この登記の申請には登録免許税の納付が必要です。

新築住宅の場合は所有権の保存登記が、売買による場合は所有権の移転登記が必要となります。

住宅用家屋については、これらの登録免許税について軽減措置の特例措置が設けられています。

認定長期優良住宅と認定低炭素住宅については、一般住宅よりも税率がさらに優遇されます。

#### このような方が利用できます

- その者が主として居住の用に供する家屋であること。
- 住宅の床面積が50㎡以上。
- 中古住宅を取得する場合は、下記のいずれかを満たすこと。
  - ①耐火建築物は築25年以内、木造等は築20年以内
  - ②一定の耐火基準を満たしていることが耐震基準適合証明書や住宅性能評価書の写し（耐震等級が1、2、3であるものに限る）などで証明されたもの
- 新築または取得から1年以内に登記をすること。

これだけ  
お得です!!

#### このように税率が下がります

登記の種類	税率			
	本則	住宅用家屋特例		
		一般住宅	認定住宅	
所有権の保存登記	0.40%	0.15%	0.10%	
所有権の移転登記	課税標準	2.00%	0.30%	認定長期優良住宅
				戸建て住宅0.20%
				マンション0.10%
				認定低炭素住宅
				0.10%

登記の種類	軽減措置による差額は？	
所有権の保存登記	2,500万円の新築住宅(課税標準1,000万円)を購入すると…	2.5万円のお得!
	2,500万円の新築の認定長期優良住宅(課税標準1,000万円)を購入すると…	3万円のお得!
所有権の移転登記	1,000万円の中古住宅(課税標準600万円)を購入すると…	10.2万円のお得!

※登録免許税の計算 税額＝課税標準×税率  
(所有権移転登記の場合の課税標準とは、固定資産税評価額)

一般住宅 2019年度末までの制度です

2020年3月31日までに取得した人が対象です。

認定住宅 2017年度末までの制度です

2018年3月31日までに取得した人が対象です。

制度の  
詳細

国土交通省

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000019.html)

